

ウ 海洋ごみへの対応

○平成30年（2018年）度に総合海洋政策本部参与会議の下に設置された「海洋プラスチックごみ対策プロジェクトチーム（PT）」の提言を踏まえ、令和元年（2019年）5月までに、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」、「海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針」、「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」、「漁業におけるプラスチック資源循環問題に対する今後の取組」の各方針の策定や変更を行いました（**関連：「海洋プラスチックごみ問題への取組」（p.15）参照**）。（内閣官房、内閣府、消費者庁、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等）

○G20 大阪サミット議長国として2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染ゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を採択し、G20首脳間で共有しました（令和2年（2020年）5月現在、86の国と地域がビジョンに賛同）。また、関係閣僚会議では各国が自主的な対策を実施し、その取組を継続的に報告・共有する新しい枠組として、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を採択しました。（外務省、環境省等）



モルティフの沿岸部海洋プラスチックごみの状況

○国連環境計画（UNEP）など広域の国際枠組、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）や二国間協力において、海洋ごみ問題解決に向けた連携を推進しています。11月に第21回日中韓三カ国環境大臣会合を開催し、海洋プラスチックごみ問題では、6月に開催したG20大阪サミットで共有した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現を目指し、3カ国で海洋プラスチックごみ対策を共同で進めることを確認しました。（外務省、環境省）

○海洋ごみ問題については、海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針を踏まえ、関係府省を構成員とする海岸漂着物対策推進会議が開催され、実態把握、回収処理や発生抑制対策及び国際連携に関する取組状況や今後の予定等について情報共有しながら、連携・協力して取組を進めています。（内閣府、消費者庁、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

○農林水産省では、海洋ごみに関して、以下の取組を行いました。（農林水産省）

- ・漁場環境改善推進事業の中で漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみの発生抑制対策に関し、平成30年（2018年）度から漁業・養殖業プラスチック資材の使用量削減方策や生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材への転換の検討等に着手

- ・流木災害の防止に向け、緊急的・集中的な措置が必要な地区における対策の着実な実施及び上下流を一体とした総合的な流木対策の推進

○海岸や沿岸、沖合海域で、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの組成や分布密度、マイクロプラスチックに吸着しているポリ塩化ビフェニル（PCB）等の有害化学物質の量等を定量的に把握するための調査・結果の公開をするとともに、環境研究総合推進課題として、海洋プラスチックごみに係る動態・環境影響の体系的解明、生物への影響、計測手法の高度化に取り組んでいます。また、漁場環境改善推進事業により、マイクロプラスチックを摂食した魚介類の生態的情報を把握するため、室内飼育実験による海産魚類 2 種のマイクロプラスチック体内滞留時間の調査等を実施しています。（農林水産省、環境省）

○平成 30 年（2018 年）度から開始した「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一課題として、ハイパースペクトルカメラを活用して、海水中のマイクロプラスチックの材質、サイズ、形状、個数を迅速かつ自動で分析するシステムの研究開発に取り組んでいます。なお、JAMSTEC では、潜水調査船や無人探査機等による潜航調査で撮影された映像や画像に映っている海底ごみの情報を抽出し、



海に沈むたくさんのプラスチックごみ
(2002/03/25 駿河湾 土肥沖) 提供：JAMSTEC

「深海デブリデータベース³⁴」として公開しています。（文部科学省）

○JAMSTEC は、日本一パラオ親善ヨットレースにおいて、競技艇及び伴走船（帆船「みらいへ」）に設置した観測機器等を用いて海洋プラスチックのサンプル採取を実施するとともに、伴走船上にて海や地球環境に関する普及啓発活動を実施し、その活動を SNS 等を通じて社会に発信しました。（文部科学省）

○海岸漂着物等地域対策推進事業や水産多面的機能発揮対策事業により、海洋ごみの回収処理、発生抑制対策又は環境生態系の維持回復等に取り組む地方公共団体や漁業者等が行う漂流・漂着物等の回収・処理への財政支援を実施しました。（農林水産省、環境省）

○海洋ごみの処理のために、市町村の廃棄物処理施設の整備を財政支援しました。（環境省）

○災害時等における海岸管理者等による緊急的な流木等の処理を支援として、
・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、漂着流木の緊急的な処理に取り組む海岸管理者への財政的支援を実施しました。災害関連事業で処理しきれない流木等の処理については、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行いました。令和元年（2019 年）度は、台風第 15 号及び台風第 19 号等の影響による海岸への漂着流木の緊急的な処理等に取り組む海岸管理者や漁業者等への財政支援を実施しました。（農林水産省、国土交通省、環境省）

³⁴ 「深海デブリデータベース（JAMSTEC）」 <http://www.godac.jamstec.go.jp/catalog/dsdebris/j/>

- ・水産多面的機能発揮対策事業により漁業者等が取り組む漂流・漂着物等の回収・処理について支援しました。（農林水産省）
- 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明・八代海の閉鎖性海域では、船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、海洋環境整備船を配備し、海面に漂流する漂流ごみ等の回収を実施しました。なお、大規模な油流出事故等に備え、大型浚渫兼油回収船を配備しています。（国土交通省）
- 廃ポリタンク等の国外起因と思われる海岸漂着物について、平成30年（2018年）4月～令和元年（2019年）3月の期間に、北海道から沖縄県にわたる道府県の協力を得て実態把握調査を実施し、廃ポリタンク等の漂着状況を取りまとめました。（環境省）
- 陸域から河川等を通じて海域に流入するごみを含めた海洋ごみの発生抑制の更なる推進のため、不法投棄の防止については、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国・自治体・市民等が連携して、不法投棄の監視や清掃活動を一斉に実施しました。（環境省）
- 河川における市民と連携した清掃活動、ごみマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進しました。（国土交通省、環境省）
- 平成30年（2018年）10月から、個人・自治体・NGO・企業・研究機関等の幅広い主体が連携協働する「プラスチック・スマート³⁵」キャンペーンを立ち上げ、ポイ捨て撲滅を徹底した上で、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底などの取組事例の募集及び情報発信を行っています。（環境省）
- 漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法に関する国際的な調和に向けて、令和元年（2019年）5月にガイドラインを公表しました。また、ガイドライン更新のために調査研究等を実施するとともに、国際会議を開催し、議論を行いました。（環境省）
- アジア地域における海洋ごみの実態把握や排出削減に貢献するため、アジア域の国々の研究者及び技術者9名（インドネシア4名、ベトナム3名、タイ1名、カンボジア1名）を招へいし、海洋ごみ調査技術習得のための人材育成プログラムを実施しました。（環境省）

エ 海洋汚染の防止

- 廃棄物の海洋投入処分について、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、環境大臣の許可に基づく、適切な処分を行いました。平成29年（2017年）度以降、陸域起源の廃棄物の海洋投入処分は発生していません。（環境省）
- 「船舶汚染防止国際条約」及び「船舶バラスト水規制管理条約」等の国際約束を遵守する観点から、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制、バラスト水処理装置の確認及び未査定液体物質の査定等を行いました。（国土交通省、環境省）

³⁵ 「プラスチックスマート Plastics Smart（環境省）」 <http://plastics-smart.env.go.jp/>



流出油等事故対策合同訓練

- 各地区排出油等防除協議会を中心とした関係機関と防除資機材の整備等を行う一方、綿密な連携を保持するため、オイルフェンスや大型油回収装置等の資機材取扱いの習熟を目的とした基礎的訓練、事案発生時の情報伝達訓練、初動対応に係る机上訓練を各機関と合同で実施しました。また、石油コンビナート特別防災地域における流出油等事故対策合同訓練を実施しました。さらに、日本・フィリピン・インドネシア三国合同訓練排出油等事故対策合同訓練（MARPOLEX2019）を実施しました。（国土交通省）
- 船舶からの油流出による汚染事故損害への的確な対応を図るため、国際油濁補償基金の健全な運営等に関しては、10月の国際油濁補償基金第24回総会で、タンカー事故に係る補償の適正化、条約の各国国内法への適切な取り入れ等について、日本の意見を総会の決定に反映させることに努めました。また、「船舶油濁損害賠償保障法」については、その適切な運用に努めるとともに、船舶の燃料油による汚染損害等の被害者の一層の保護を図るために必要な検討を行い、船舶の燃料油による汚染損害等の被害者が保険会社に対して損害賠償額の支払を直接請求すること等を可能とすることにより、海難等による汚染等損害に関する被害者保護の充実を図るため、令和元年（2019年）5月に「船舶油濁損害賠償保障法」の一部を改正しました。（国土交通省）

オ 放射線モニタリング等

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングについては、「総合モニタリング計画」に基づき、関係機関が連携し、モニタリングを実施しており、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾で海水・海底土の放射線モニタリングを実施しています。（農林水産省、国土交通省、環境省）
- 「海洋生態系の放射性物質調査事業」により、水生生物中とそれを取り巻く生態系における放射性物質の挙動と決定要因の解明に関する調査研究のほか、総合モニタリング計画に基づき、河川や湖沼における水質及び底質等の放射性物質モニタリングを実施しました。（農林水産省、環境省）